

派遣労働を希望する会員の方へ！

- 1 派遣労働は、雇用を約束するものではありません。

当公益社団法人倉吉市シルバー人材センター（センター）が派遣先（事業所）の希望する能力、資格、知識や経験等がある派遣労働者（センター会員）を選び、派遣する仕組みです。契約に定める就業日のみ雇用関係が生じます。

- 2 派遣労働者として働く場合は、公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会（連合会）と派遣労働者が雇用契約を結び、派遣先の指揮命令を受けながら仕事をするようになります。

- 3 派遣で就業している期間内でも、センター会員であることには変わりありません。

派遣労働者はセンター会員が前提で、派遣による仕事がない時は、従来の「請負・委任」による仕事の提供となります。

- 4 派遣事業の実施主体は連合会ですが、派遣労働者との連絡調整などは当センターが行います。

- 5 働いた対価は「配分金（報酬）」ではなく、「賃金」として支払われます。毎月、月末締切りで翌月の25日（当日が土・日曜日、休日の場合は前の平日）に本人名義の銀行口座に、所得税の源泉徴収を行って支払いすることになっています。

- 6 派遣労働者との間に雇用関係が生じるため、労働者災害補償保険（労災保険）は適用になりますが、仕事の形態が、「臨時・短期又は軽易な仕事」の範囲に限定されますので、雇用保険・厚生年金保険・健康保険の被保険者にはなりません。

- 7 派遣労働者が誤って、派遣先で財物や身体に損害（傷）を与えた場合は、シルバー保険で対応します。

- 8 派遣先の業務内容によっては、基本健康診査等を求め、健康状態を確認する場合があります。

- 9 初めて仕事をする派遣労働者に対しては、センターから「労働条件通知書兼就業条件明示書」を交付します。

派遣労働者はその「労働条件通知書兼就業条件明示書」を承諾した場合は、「派遣就業に関する同意書」を連合会に提出し、連合会はその「派遣就業に関する同意書」の提出により就業の意思確認を行います。

- 10 派遣期間中に業務上知り得た派遣先の機密等を、他に漏らしてはいけません。

公益社団法人倉吉市シルバー人材センター
「シルバー派遣事業」を実施しています！

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、平成19年10月1日から当シルバー人材センターで「一般労働者派遣事業」が実施可能となり、従来からの「請負・委任」業務で対応できなかった、事業主の方から直接指揮命令を受ける仕事や、製品の加工など会社の従業員と混在する作業ができることになりました。

- 「シルバー派遣事業」の実施主体は、公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会（連合会）です。その連合会が、当公益社団法人倉吉市シルバー人材センター内に実施事務所を置き、連合会実施事務所としてシルバー派遣事業を行います。
- 「シルバー派遣事業」は、シルバー人材センターに登録をしている会員の中から、派遣労働を希望する会員が派遣労働会員の登録を行い就業します。その派遣労働会員の登録を行った会員は派遣労働者として、派遣期間のみ、派遣元（連合会）と派遣労働者（センター会員）が雇用関係を結び、派遣先（事業所等）から指揮命令を受けて労働（仕事）をするという形態で行われます。
また、派遣が決定すれば、派遣先と派遣元で労働者派遣契約を結ぶことになります。
- シルバー派遣事業による働き方は、「臨時的かつ短期的な就業（概ね月10日程度以内の就業）」又は、「その他の軽易な業務（1週間あたりの就業時間が概ね20時間を超えないもの）」の範囲内となります。
このため、派遣先の協議により、1週間単位での交代、隔日交代、半日交代などで対応することになります。
- 派遣料金は、派遣労働者賃金相当額と手数料を合算したものとなります。毎月、月末締切りで勤務実績通知書により派遣料金の請求を行います。
- シルバー派遣事業は、派遣元と派遣労働者との間に雇用関係が存在するため、労働者災害補償保険（労災保険）は適用されますが、各種社会保険、雇用保険は適用されません。
また、派遣先で派遣労働者が誤って第三者の財物や身体に損害を与えた場合や、派遣先の製造品や備品を破壊させた場合などはシルバー保険で対応しますが、その損害が派遣労働者と派遣先の指揮命令等の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を決めさせていただきます。

公益社団法人倉吉市シルバー人材センター
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目8番地1
TEL22-0870 FAX23-6101